

令和5年度 西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領

1 審査委員

令和5年度西都市SS過疎地対策計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザルの審査委員は下記の者とする。

【委員名簿】

役職
副市長
総合政策課長
総合政策課長補佐
総合政策課政策企画係長

2 審査

提出書類の内容を審査する。各審査委員が、審査基準に基づき、採点を行う。各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。

なお、合計点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。なお、審査は非公開とする。

3 審査基準

提出された書類を、下記の基準に基づき審査する。

審査項目	評価内容	配点
取組方針	石油製品販売業、SS過疎地及び本市の現状を把握し、本業務の趣旨や目的、必要性等に十分理解があるか。また、本業務に対する取り組み方針及び考え方方が妥当であるか。	20点
企画提案	本市のSS過疎地対策に繋がるような計画策定が可能か。また、先見的かつ柔軟な思考力、専門的な技術力及び経験を有し、技術的かつ効果的な事業成果を生む手法を提案できているか。	30点

業務実績等	過去の実績等から、提案内容を遂行するために必要な知識・経験があり、事業遂行能力が十分であると認められるか。	25点
作業スケジュール	仕様書に記載した業務内容の作業スケジュールは妥当であり、期限内の業務完了が見込めるか。	10点
業務実施体制	業務実施の人数や個人の素質は、本事業にマッチし、人員や経営状況等は、提案内容を確実に実施できる業務遂行体制が十分に整っているか。	10点
見積評価	積算価格及び積算は妥当であるか。	5点
合計		100点